

確定申告に関するお知らせ

申告はお早めに

平成21年分所得税の確定申告が今月16日(火)から始まり、期間は、3月15日(月)までの一ヶ月間ですが、期限間近になりますと大変混雑します。早めに申告を済ませるようお願いいたします(土、日曜日は除きます)。

なお、前年実績に基づいた確定申告書(名前入り)は税務署からすでに該当する皆さんに送付されていますが(前年パソコン等を利用して申告された方は「お知らせがき」が送付されています)、それに伴う申告相談の案内状は随時発送する予定です。

申告の際は、源泉徴収票、保険や医療費の領収書、収入や必要経費を証明する書類、印鑑などを忘れず持参してください。

また還付申告をする方は必ず利用金融機関の口座番号をメモして来てください。
※国民年金保険料に係る社会

保険料控除を受ける際には、国民年金支払通知書(はがきサイズ)を添付しなければなりませんので必ず持参してください。

国民健康保険税、後期高齢者医療(長寿医療)、保険料が遺族年金、障害基礎年金等から天引きされている方については、保険料の領収書が送付されていませぬので必要な方(確定申告に使用するため等)は役場税務課までご連絡ください。

早来地区の方

例年どおり早来庁舎横・保健センター2階で受け付けます。事業所得(白色)のある人や不動産所得のある人などについては、日時を指定して相談日をご案内します。また、所得の裏付けのない人、諸控除の否認がある人、申告すれば税金が戻る人などには日時を指定せず期間中に申告をするようお願いいたします。

追分地区の方

例年どおり追分庁舎2階・会議室で受け付けます。
今年も地区ごとに相談日を

指定しますので、指定日に申告していただきますようお願いいたします。

また、指定日で都合の悪い方は期間中に申告するようお願いいたします。しかし、どうしても用事がありお越しできない場合は、早来地区(☎22513)、追分地区(☎25411)へご連絡ください。

その他お知らせ

高齢者の中には支給されている年金から所得税を天引きされている方もおられ、この中には確定申告すれば還付になる方もいるかと思えますので、その際は会場までお越しください。(ご家族の方でも結構です) 口座番号の控えを忘れずに持参してください。

また、ご案内したにもかかわらず申告に来られなかった方は、後で所得税の他に加算税や延滞税を支払わなければならない場合もあります。町税についても住民税や国保税等について正しい計算ができません。高い税金、保険料を納めることになる場合もありますので必ず申告するようお願いいたします。

消費税の確定申告について

平成19年中に課税売上高が一千万円を超える個人事業者の方については、平成21年分の消費税の申告をしなければなりません。

申告期限は3月31日(水)までとなっておりますが、税務

課では所得税の確定申告期間終了後の3月17日(水)から早来庁舎横・保健センター2階で申告相談を実施します。所得税の確定申告期間中に同時に申告できなかった方は、ぜひご来庁され申告を済ませるようお願いいたします。

問合せ 税務課 ☎22513



月 日	割当地域・対象者など	備 考
2月16日(火)	本町1~4丁目	8時30分~17時 追分庁舎2階 会議室
2月17日(水)	本町5~7丁目	
2月18日(木)	柏が丘・緑が丘・中央地区	
2月19日(金)	若草1~2丁目	
2月22日(月)	若草3丁目	
2月23日(火)	花園1~2丁目	
2月24日(水)	花園3~4丁目	
2月25日(木)	青葉1~2丁目	
2月26日(金)	青葉3~4丁目	
3月1日(月)	白樺地区	
3月2日(火)~ 12日(金)	農業所得の方 ※この間一般の申告も受け付けます。	
3月15日(月)	上記の方で3月12日までに申告に来られなかった方については、早来保健センターで受け付けます。	8時30分~17時 早来保健センター 2階